○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（愛媛県公安委一）　三
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（高知県公安委九）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（福岡県公安委一〇七）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（佐賀県公安委七五）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（長崎県公安委一六）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（熊本県公安委七）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（大分県公安委六六）　四
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（宮崎県公安委四八）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（鹿児島県公安委六三）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件（沖縄県公安委八八）

〔官庁報告〕

官庁事項

令和元年度第四・四半期における予算使用の状況（内閣）　三
令和元年度第四・四半期国庫の状況（同）　四
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委三四・三五）　一四〇
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委六〇～六二）　一四八

省令

○厚生労働省令第百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十九日　厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
毒薬	毒薬
生物学的製剤及び抗菌性物質製剤	生物学的製剤及び抗菌性物質製剤
一～三の二　（略）	一～三の二　（略）
三の三　インコボツリヌストキシンA及びその製剤	（新設）
三の四・三の五　（略）	三の三・三の四　（略）
四～八　（略）	四～八　（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一　N－アセチル－S－［(二R)－二－アミノ－二－カルボキシエチルスルファニル］－D－システイニル－D－アラニル－D－アルギニル－D－アルギニル－D－アラニル－D－アルギニンアミド（別名エテルカルセチド）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル又は一シリンジ中N－アセチル－S－［(二R)－二－アミノ－二－カルボキシエチルスルファニル］－D－システイニル－D－アラニル－D－アルギニル－D－アルギニル－D－アラニル－D－アルギニンアミドとして一〇ｍｇ以下を含有するものを除く。	一　N－アセチル－S－［(二R)－二－アミノ－二－カルボキシエチルスルファニル］－D－システイニル－D－アラニル－D－アルギニル－D－アルギニル－D－アラニル－D－アルギニンアミド（別名エテルカルセチド）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中N－アセチル－S－［(二R)－二－アミノ－二－カルボキシエチルスルファニル］－D－システイニル－D－アラニル－D－アルギニル－D－アルギニル－D－アラニル－D－アルギニンアミドとして一〇ｍｇ以下を含有するものを除く。
一の二～六の七　（略）	一の二～六の七　（略）